ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 196号　2014.1

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

新年あけましておめでとうございます

愛知健康センター理事長　　高木　弘己

新年あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。今年もよろしくお願いします。労働者派遣法の改悪などの中で、新たな年を迎えました。今年こそ、各種の過労死労働裁判の勝利と職場の労安活動の一層の前進になる年にするようお互いに頑張りましょう。特に、過労死防止基本法制定に向けての取り組みは大変重要です。過労死をなくす立場からの全ての見直しは、力強い文化的思想的な社会の再構築につながるものと思います。昨年秋には、連続ドラマ「ダンダリン　労働基準監督官」をみられた方も多いかと思いますが、同じ境遇に置かれた多くの視聴者から、大きな反響を呼んでいると聞きます。このような内容の番組は今までも常に財界により潰されてきました。潰されないよう支援しつつ、私たちの周りにはドラマの資料になる豊富な現実が一杯あります。ぜひそれらを映像にする努力も広げてはどうかと思います。そんな夢をみたりもします。

憲法九条を守る、原発廃止、TTP 反対、普天間基地撤廃、消費税増税反対、社会保障改悪反対、今年も忙しい年になりますね。とりわけ昨年末に強行採決された憲法違反の特定秘密保護法は、必ず廃止しなければなりません。すべての国民の平和的・民主的な運動への災禍となるものです。心新たに取り組みましょう。

過労死防止基本法臨時国会に提出

継続審議で通常国会冒頭の成立めざす

「過労死家族の会」総力で法案成立へ国会内外を駆け回る

事務局員　榊原清子

11 月 19 日午前中に二手に分かれて、厚労省と基金本部へ要請に行きました。

厚労省：玉木弁護士はじめ 30 名が厚生労働省へ 26 回目の要請をしました。10 件の具体的事例をあげて訴え。発病後の認定、不当な労災認定基準の改正を求めました。

基金本部：水野弁護士はじめ４人の弁護士と遺族など12 人が地方公務員災害補償基金に要請行動を行いました。認定率が極めて低くなっていることや基金の運営が非民主的であると指摘し改善を求めました。

過労死防止基本法　制定を求める院内集会

11 月 19 日午後から開かれました。愛知からは 10 人が参加しました。

森岡孝二委員長の開会挨拶に続き、岩城穣事務局長の活動報告が行われました。国会議員は本会議中の忙しい中、議員本人 15 人、議員秘書 26 人が参加しました。

遺族の訴えにつづき小室淑恵さん（株式会社　ワーク・ライフバランス代表取締役社長）による記念講演「労働時間に対する国家戦略について」が行われました。

厚労省前で宣伝

署名約52万人分の提出

院内集会で署名提出することを宣言したことから、締切り効果もあり飛躍を作り出せた。院内集会時点で519,375筆。　11月29日28人の紹介議員に託して、衆参両院に提出しました。

過労死防止基本法を提出

12・４　提出議員１１名（野党６党）、賛同議員１３４名の連名で、「衆法２８号」として衆院に提出。継続審議となり、来年通常国会の冒頭での成立をめざします。

院内集会体験記

家族の会　原田美和

2009年1月26日　夫原田孝幸を過労自死で亡くしました。労災申請をしていく中で、この会に出会いました。当時から関わってくださっていた岩井弁護士からもお話を聞き入会することになりました。院内集会はどんなことをするのか、また、要請行動はどのように行うのか興味深々でした。

かなりのハードスケジュールでした。まず、東京弁護士会館に行き、行動の打ち合わせをしました。その後厚生労働省へ行き要請行動です。会議室に入り、厚労省の方々と向かい合って、遺族の訴え、寺西代表の要請と質問がありました。厚労省の方々は13 名ほどおられ、受け答えされたのは、２～３名でした。顔色一つ変えず粛々と優等生的で無難な受け答えと言いたい所でした。

その後厚生労働省の前で、通行人のみなさんへ過労死防止法のビラ配りと署名活動をしました。みなさんに伝わると良いなと思いつつ衆議院第１会議室へ移動しました。

地下鉄を出ると、とてもきれいな建物が出てきました。しばらく見とれてしまいました。足早に中へ入り、セキュリティカードを渡され会議室へと行きました。13:30～17:00 まで、みっちり組まれていました。遺族の方々の訴えを聞いていると心からこの法律の成立を願わずにはいられませんでした。

それから、東大生の方々が「えだまめの会」というサークルを作っているそうです。学生の目で見た過労死問題、企業へアンケートを取ったり、自分たちの未来のこととして取り組んでいると話してくれました。（過労死のない社会を作るという目的で発足したそうです）彼らは Facebook やＴwitter でも過労死問題を話しています。これから社会人になる若者も注目していると言うことですね。

国会議員の方々が入り代わり立ち代わりでした。国会中だったため途中退席される方多数でした。慌ただしかったです。

あっという間に時間が過ぎ終了しました。11 月 19 日この日は私にとって為になる日になりました。それから子どもが軽度の知的障害があるため一緒に連れての参加になりみなさまにご迷惑をおかけした事をお詫び致します。全国の家族の会の方々と出会えて再び前を向いて歩こうと思いました。貴重な体験をさせて頂きありがとうございました。

私の裁判は来年１月１５日 13:10～名古屋地裁でいよいよ判決です。皆様のご支援よろしくお願い致します

豊橋　名古屋　安城　豊川

過労死防止基本法の意見書採択つづく

地方自治体での過労死防止基本法の意見書採択が広がる。採択には民主党や保守の自民党系議員、共産党など幅広く、全会一致の採択となっています。現在６７自治体（12月20日現在）にのぼっています。愛知では豊橋市に続き、名古屋市、安城市、豊川市で採択されています。

名古屋市会議員の山口清明氏から声が寄せられました。

名古屋市議会では先の９月定例会で、同じく日本共産党が提案したブラック企業への厳しい対処を求める意見書が、タイトルを「若者の使い捨てが疑われる企業等への厳正な対処を求める意見書」と修正したうえで全会一致、採択させています。意見書の提出は全会一致が慣例となっている名古屋の市議会で、定数７５名中わずか５名の日本共産党の提案、しかも労働問題での意見書が２回連続して採択されたことはなかなか画期的です。

人間の身体・精神・生存まで脅かすような劣悪で過重な労働環境を許してはいけない、こうした認識が、党派を問わず多くの議員に広がってきました。健康センターをはじめ、過労死を考える家族の会、過労死対策弁護団のがんばりが確実に世論を動かしています。運動は超党派で、ということで共産党が前面に出ることに躊躇もあるでしょうが、反共の壁も道理ある主張と世論で崩すことができます。遠慮なく健康センターの要望をお寄せください。

ものづくり産業が、地域経済を支えている愛知・名古屋だからこそ、働くものの健康を大切にする行政が求められます。みなさんの運動をしっかり支えられるようがんばります。

愛知県主催「労働講座」に参加して

榊原　清子

１１月６日（水）愛知県三の丸庁舎で行われた「労働講座」に参加してきました。わたしは「過労死遺族」として参加しましたが、会社の安全衛生担当、労基署関係、労働運動に関心のある人・・・様々な立場から参加している様子でした。庁舎で、一番広い大会議室がぎっしり埋まり、この問題への関心の深さをあらわしていました。

「最近の精神障害に係わる労災認定の状況」～認定基準の基礎知識～

講師：愛知労働局労災補償課　古田芳文氏

講演では、様々な資料を用意し話されました。

私は、労災保険制度について業務上の場合「無過失責任」、つまり過失がなくても事業主に賠償義務があり、労災認定させるような労働をさせたこと自体、「会社が悪い」という説明で大変心強く思いました。

「社員の精神疾患と企業の責任」～健康配慮義務違反と言われないために～

講師：(株）ジェイテクト総括産業医　福井明氏が実例をあげながら、パワーポイントで説明されました。使用者よりの立場なのかと最初思いましたが、労災をおこすと損賠賠償まで発展する。と結局会社のためにもならないので、労働者・使用者両方の幸せ（！？）のために「健康に配慮」したほうがよいということでした

いの健全国センター季刊誌「働くもののいのちと健康」５７号

特集「ＳＥ労働を考える」

－ＳＥ労働の特徴といのちと健康を守る課題－

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、ＳＥ（システムエンジニア）の方たちに健康被害や過労死が多発していることを重視し、ＳＥ労働の特徴と問題点を把握・共有化し対策を検討する研究会を立ちあげることを昨年の総会で確認しました。オープンな検討会を重ねて「ＳＥ労働と健康研究会」の正式な発足へつなげたいと考えています。いわばその“成果物”と言えるのが57号の特集「ＳＥ労働を考える」です。２回の検討会報告と、元ＳＥ労働者で検討会にも参加した網野裕さんがまとめと解説とも言える論考を掲載。

小特集・新「腰痛予防対策指針」と職場の取り組みは、厚生労働省の検討会の委員を務めた北原照代先生による「職場における腰痛予防対策指針改定のポイントと取り組みの強化点」と、医療介護現場と農作業での腰痛対策についての２本の報告です。

継続して毎号掲載しているのは、被災者。遺族・支援者のたたかい、被災地からの報告、本の紹介などです。

「全国センター通信」と合わせて、この機会にぜひ購読ください

申し込みは愛知健康センターへ

一冊800円　会員割引有り

「大学生向けの労働講座を始めています」

愛知労働局と懇談会

事務局長　鈴木明男

一昨年から行われている三回目の愛知労働局と愛知健康センターの懇談会が 11 月 27 日行われました。

この懇談会には労働局からは加藤善士統括特別司法監督官はじめ４氏。当センターの岩井羊一理事（弁護士）と事務局員９名、総勢 10 名が出席しました。

懇談する労働局職員と健康センターのメンバー

事前に懇談内容を届けて臨みました。

厚労省はブラック企業の調査を行っていますが全国で 4,000 社を超えていると言われている中で愛知での調査件数、業種など結果と対応について聞きました。局側は「ブラック」の用語はないとしつつ、具体的には年明けに全国の報告をホームページで公示するので愛知の実施状況も発表できると回答しました。

愛知はトヨタが２兆円の利益をあげている裏側で孫請け、ひ孫請けでは安全配慮義務もないがしろにし、乾いたタオルをちぎれるまで絞る。労働者をモノ扱いしているブラック企業が多く存在している。全国統計で「愛知の実態が薄められる懸念を伝え、企業名を含む詳しい公表」を求めました。

また、昨年に議論された１日８時間・週 40 時間の最低基準を守らせること。過労死認定基準を超えるような 36 協定を安易に認めないように労働者保護の姿勢を求めました。これに対して 36 協定があるところは法律違反と言えない。否定できないが、指導はしないといけない。上限を決めるべきでパンフレットなどで啓蒙していると回答がありました。労働者の立場に立って企業を説得して欲しい。行政でしかできないことを監督官として勇気を持ってやって欲しい。と注文しました。

さらに、労働法・労安法などの周知の重要性について打ち出したところ、労働局は最近集団指導として大学生向けの労働講座をやり始めていて、昨年度は９０分のものを６回。２５年度はすでに９０分のものを５回、６０分のものを２回実施。この後年度末までに９０分のものを１０回予定、いずれも監督署が講師を派遣しているとの回答がありました。労働法制などを教育現場で習得するチャンスが広がることの重要性を確認しました。

この秋、労働基準監督署・監督官をテーマとしたＴＶドラマが放映されました。労働法制の規制緩和が進み、労働問題が身近な関心をとなって市民の中に広がり「ダンダリン」のような監督官の出番を待ち望む社会的な風潮が茶の間にあるという懇談をしました。しかし、実態は過労死を労災申請をしても労働行政には認められず、遺族が訴訟によって認定される事例も多く、改めて行政がもっともっと労働者保護の対応をするように要求しました。

これがテロか！

「秘密保護法」それはいやだ！４０００人が集結！

事務局　近森泰彦

１２月６日、栄の松坂屋東、エンゼル広場が、林立するノボリと人人人で埋まった。１８時に開会し、演壇に仕立てた宣伝カーの上から、司会の矢﨑弁護士のリンとした声が響きわたった。開会の挨拶で「反対する愛知の会」共同代表中谷弁護士は「昨年４月から、強行採決を許さない運動を続けてきた。日ごとに市民の関心が高まり今日の３千人集会につながった。市民団体、法律家、自覚した個人がこの運動の主体者になった。政府は会期を２日延長して採決を強行する構えだ。私たちは強行されれば此の悪法を廃止においこむ闘いを続ける。弾圧被害者が出れば全力を挙げてサポートする。今日から安倍内閣打倒を掲げる運動を組んでいきたい」と力強く決意を述べました。

引き続き運動を担ってきた方々から決意表明をうけた後、１９時からデモ行進に移りました。集まった宣伝カーは１３台、年末の買い物客で混み合う歩道に沿ってシュプレヒコールを響き渡らせながら１時間半ほどかけてデパート街を一周。この集会の熱気が廃止へ向けた市民の闘いのスタートだ！！

いのちと健康を守る東海ブロック　岐阜の巻

弁護士法人岐阜コラボ　「友の会」　運営委員長　小倉文夫

私たち、岐阜コラボ友の会は、「弁護士法人岐阜コラボ」とともに基本的人権が大切にされ、平和で民主的な社会の実現をめざして活動しています。そして、裁判に勝つことや、また裁判を通して、社会に問いかけていくことがその実現の方法のひとつであると考えています。

具体的には、会員に裁判の情報を伝え、興味を持ってもらったり、裁判官宛の署名をしてもらったり、裁判の当日には傍聴人で席を埋め、裁判官に社会的関心の高さをアピールすることなどに取り組んでいます。

私達はこれまでも関ヶ原人権裁判、荒崎水害訴訟などで地域の学習会や会員さんに署名のお願いなどを行ってきました。

今回の伊藤左紀子さんの裁判も、かたくなに「公務災害」だと認定しようとしない地方公務員災害補償基金の対応を見ても、まさに多くの国民の声を背景に取り組んでいかなければならないと考えています。

労働環境の問題について

今回の裁判は単に公務員災害の認定問題にとどまらず、「細江市政と岐阜市役所」「公務災害認定制度」「自死」「労働環境」「いのちと健康」「人権」等あらゆる分野で、またいろいろな角度で大きな意味を持つ闘いだと思います。なかでも、労働環境の問題については、多くの方に知らせ一緒に考えたい問題だと思っています。

公務員労働者の現状は給与の引き下げ、非正規雇用の拡大など、取り巻く現状は年々厳しくなっています。社会からの公務員バッシングと細江市長の民間導入政策の中で、競争原理、たたき落とし原理、そこからパワハラの横行、職場の荒廃が起きているのではないでしょうか。岐阜市では職員が年に一人自殺していると聞きます。異常です。

伊藤左紀子さんを支える活動

裁判傍聴者の幅の広さにびっくりしました。家族、各団体また各地域から傍聴に来られています。まさにこの裁判は「伊藤左紀子さんによる哲さんの公務災害不認定処分の取り消し訴訟を支えるみんなの会」の名称に象徴されるとおり、みんなの「裁判」だと思います。

伊藤左紀子さんの素顔と闘い

地方公務員災害補償基金での今までの闘いを見ていると、どこにこのパワフルな力がわいてくるのかと考えてきました。事実を事実として、どこでも誰にでも追及する姿はとても厳しいものがあります。個人的なおつきあいがある伊藤さん。ガーデニングで、一人ででも黙々とつるはしで１メートルほどの穴を掘る姿を見て、なるほどと納得しています。

働くもののためのメンタル疾患の知識　　第二回

「うつ病の話」　その一

精神科医　古水克明

あけましておめでとうございます。今年が皆様にとってよい年でありますように。

「うつは心の風邪」？

さて、皆様の頭の中にはそれぞれ、「うつ病ってこんなもの」というイメージがおありかと思います。「うつは心の風邪」という言葉がよく使われたので、なんとなく「みんながかかる、軽い病気で、ほっておいてもそのうち治る」と考えておられる方もいらっしゃるかもしれませんね。反対に、「よくわからないが、特別な病気で、自分がかかることは決してないだろう」と思っている方もいらっしゃるかと思います。

気分の落ち込みは誰にでも

ところで、世間で「うつ」という言葉を使うとき、この言葉が「うつ病』という病気を意味して使われている場合もあれば、「うつ状態」という状態をさして使われている場合もあり、また単に「憂うつな気分」を表すために使われていることもあると思います。「オレさあ、昨日からずっと『うつ』なんだよねえ…ちょっと職場でいやなことがあってさ、ハハハ」これは、たぶん、一番最後のやつですよね。

精神科医は、それぞれをはっきり区別しています。だれだって、いやなことがあれば気持ちが落ちこみますよね？　心配事があればウキウキはしない。人生上の重大な悩みに迷い、苦しむこともある。それは人間として正常なことで、そういう反応がない方が本当はおかしい。（実は、うつ病が重症になると、悲しい苦しいという気持ちさえ無くなってしまうことがあるのです）

では、そうした正常な心の働きとしての落ち込みと、病気としての「うつ」はどう違うのでしょう。

精神的な落ち込み

まず、どのような症状があると、「うつ状態」と判断されるかというと…

○　憂うつな気持ち、もの悲しい気持ちがずっと続いている。前はあった自信が無くなって、自分を責め続ける。不安で落ち着かず、じっとしていることができない。（感情の症状）

○　集中力が低下していて、ミスが多い。何かするのに以前より時間がかかる。些細なことでも決断ができず、迷い続けてしまう。考え事をすると、悲観的なことしか思いつかない。（思考の症状）

○　何をするのも億劫で、気力が出ず、とりかかることができない。今まで楽しかったことが、まったく面白く感じなくて、これまでやってきた趣味も中断。友達や家族と話をするのも面倒で、話をしても楽しめない（意欲の症状）

精神の症状として、典型的なものとしてはこのようなものですが、それ以外にも（あるいはそれ以前にというべきでしょうか）身体の症状として、さまざまなものが現れてきます。

体にあらわれる症状

眠れない、というのはよくある症状です。眠いし寝たいのだけれど、布団に横になっても、何時間も眠りに入れない。やっと眠れたと思ったら、一時間おきに目が覚める…。朝早く目が覚めてしまうという場合もあります。四時に目が覚めて、もうそこからまったく眠れません…早朝覚醒の症状です。逆に、眠くて眠くて、どれだけ寝ても寝足りないということもあります。

食欲不振、という症状もあります。お腹が減ってこない、食べようという気になれない。極端な場合は、味までわからなくなって、なにを食べても同じ味しかしないということもあります。「砂をたべているみたいな感じですね」こういう患者さんもいます。精神の症状の不思議なところは、同じ病気でもいっけん逆の症状が現れることがよくあって、食べることに関しても、逆の「食べすぎ」となることもあります。満腹感が無く、特に夜中などに食べ物を詰め込んでしまいます。それで、短い間に体重が数キロもへったり、逆に増えてしまったりします。

からだの異常なだるさ、重さもしばしばです。前回も書きましたが、このひどい倦怠感・疲労感のために、実際のところ、本人は動こうにも動けないのですが、外見的に骨が折れていたり、傷口が開いていたり、あるいは黄疸で顔が黄黒色になっていたり、そういうぱっとみてわかるような状況が無いために、周りの人も、そしてご本人さえも、病気とは考えず、「自分のがんばりが足りないのでは？　もっと気合いをいれなければ…こんなふうに怠けていては、もうしわけない。うごけない自分は、情けない、だめな人間だ…」そんなふうに、思ってしまいがちです。つらいですね。

頭痛や、吐き気、めまい、耳鳴り、動悸、息切れ、息苦しさ、といった症状もあります。

このとき、心配になって、内科の診察を受けても、「とくに（からだに）異常はみつかりませんから、大丈夫ですよ」と言われて、なんだかわりきれない気持ちになる方は多いようです。

それから、これも重要な症状ですが、性欲の減退ということもよく見られます。そんな気持ちになれない、そういう場面になってもうまくいかない、実はしばしばある症状なのですが、なかなか他人には言えず（医者にも言えず）それだけに深刻です。大切な、いちばん近い人との関係がうまくいかなくなる恐れもあるのです。

治療法について

ここで、「病」と「状態」について、説明させてください。

「うつ病」と「うつ状態」どう違うかということです。わかりにくいかもしれませんが「うつ状態」というのは、患者さんが、今、ここまで書いたような症状がみられる状態、状況にあるということを意味します。そして、そういう状態になっている原因の一つとして、「うつ病」が考えられるわけです。「うつ病」にかかれば、「うつ状態」にはなりますが、「うつ状態」の人が全員、「うつ病」にかかっているわけでは無いのです。実は、「うつ状態」になる病気は「うつ病」以外にもたくさんあって、「今、うつ状態に陥っている、この人は、なんの病気なのか？」ということをきちんと診断しなければなりません。それは、治療法も違ってくるからです。

次回は「うつ状態」になる病気に何があるのか、というところから話をはじめたいと思います。

（続く）

関心深める職員の安全衛生研修会

自治労連愛知県本部副委員長　　柳　進

10 月 30 日（木）労働会館で６回目を迎えた、「自治体に働く職員の安全衛生研修会」には、13 単組から 110 人を超える参加者が、当局出張や職免などで参加しました。

はじめに主催者を代表して伊藤慎次・自治労連愛知県本部委員長が、「今日の研修会を機に、改めて円滑な行政運営の推進と住民福祉の向上に向けた対応について話し合おう。そして同時に、それにふさわしい体制整備を含めた職場環境の拡充を求めていこう」とあいさつしました。

労働安全衛生法を学び事業主に改善を要求しよう

第１講義は、全労働三重支部執行委員で、今テレビドラマ「ダンダリン」でも注目を集めている労働基準監督官の古市泰久さんが「職場で活用できる労働安全衛生法の基礎知識」をテーマに講演。コストカットは安全衛生面から進められること、職場巡視はそこに働く労働者との対話も重視すること、労働者一人ひとりの健康状態の把握・分析・対応も衛生委員会の調査審議事項であることなど、労働安全衛生法を基礎から学びました。また、古市氏は、過重労働対策が職員の健康を守る上で非常に重要として、「３６協定の締結とすべての職員への周知徹底、そして適切な運用が長時間労働の抑制につながる。適切な人員配置、なぜ時間外労働が発生するのか、といった観点で労働安全衛生法を学習した上で、事業主に要求していくことが大事」と労働者一人ひとりの労働条件と職場環境の改善について訴えました。

大切な職場復帰支援

第２講義では、産業カウンセラーの大槻久美子さんが「職場のメンタルヘルス対策」をテーマに講演。メンタルヘルス対策は、労働者自身のケア、管理者によるケアなどを事業者が推進することが求められるとして、「メンタルは感染しないが、蔓延はする。だからこそ円滑に対策を推進するために健康な集団・職場づくりが大切。あいさつはそのもっとも基本的なこと」と強調されました。また職場復帰に向けて、会社生活と同じ時間の使い方を自宅リハビリとして行うことや、半日単位や週２～３日のリハビリ勤務など、復帰可否判断をしっかり行うことが挙げられ、「１ステップごとにしっかり判断し、求職者の立場に立って、繰り返させない・再発させない・蔓延させないことが大事」と、再燃、再発のない職場復帰支援の大切さが語られました。

参加者の声

参加者からは「安全衛生委員会の重要性が理解できた」「みなし労働や名ばかり管理職など悪用じみた使用者側に対抗するためにも、労働者側も勉強して基礎知識を持つことが大事と感じた」「自分の耳で自分の声を聞くことで客観性が芽生える。悩みを紙に書いて破り捨てる。これら学んだことをセルフケアの方法として参考にしたい」など、職場ですぐに活かせる研修になりました。

一方「各職員がオーバーワークで分担が細分化されていることから、お互いに仕事をこなすのに精一杯。助け合って何とかしようという気持ちもわかず、職場の人間関係も悪くなっている」と悲鳴も上がっています。

除染しきれない　・・・　福島原発の放射能

事務局員　宮崎脩一

１１月８日から福島の被災状況を見学してきました。放射能は人の目に見えず、人間にも強い影響を与える怖いものであるということを知らされました。

全村避難になって今も人が住んでいない飯館村は、鬼気迫る感じをうけました。だれも住んでいない家、田んぼやそれに続くなだらかな山裾につくられていた牧場にも二年の間に雑草が生茂っていました。人影のない部落はほんとに不気味です。

国道に沿って、除染作業がすすめられているところがありました。ブルドーザーで表面の土を 10 センチ程度除去してその土を仮の廃棄所に積み上げ、青いビニールシートで覆っています。しかし、山の中までは除染できないので、山にふった雨から放射能は谷につくられた水田に集まってきます。一度除染したから安心というわけではないのです。とてつもない終わりのない作業です。

除染した土、ビニールシートで覆っている

南相馬など原発に近い海岸部は津波に襲われたその時のまま残されています。田んぼの中に自動車がひっくりかえって放置されています。地震のあと海岸部は地盤が沈下したため、湿地になっています。そこが廃棄された放射能に汚染された土の仮廃棄場になっています。大型機械を使って作業が続けられていました。いつか、正式の廃棄場がつくられるまで、人を近づけないようにして保存されるのでしょう。

常盤線の小高駅の近くにある自転車置き場には付近の高校に通学するための生徒達の自転車が何台も放置されて、持ち主が現れるのを待っていました。誰もいない駅には初秋の風が冷たく吹いているだけです。生徒達で賑わったであろう、駅前の賑わいは泡沫のように消えてしまっていました。

放射能の除染といっても、放射能が消えてなくなるわけではありません。私たちが持参した放射能測定器では福島駅前の通路でも 0.1 マイクロシーベルト程度です。しかし、数メートル離れた樹木の下の草地では 0.5 マイクロシーベルトにはねあがりました。ちなみに一宮で測定すると 0.01 から 0.04 マイクロシーベルトですから飯館村の 0.5 は、一宮の 50 倍はあるということです。10 センチ掘り下げると 0.1 程度に少なくなります。学校の運動場はその程度までにしていますが、高い放射能がしみついた土は移動させて、土の中に埋めてあるだけです。除染というより移染といった方が良いようです。こんな原発はゼロにしなければなりません。

あちこちに設置されている放射線量計

廃棄物の仮置き場用地

欄干のない橋
プラットホームに可動式の柵の設置を

事務局　鈴木明男

視覚障害者の団体は転落防止柵がないホームは「欄干のない橋」で危険だと長年設置を求めて取り組んできました。最近ではスマートフォンの画面に目を奪われてホームから転落するケースが増えてダイヤは大混乱。誰もが危険な状態で転落事故が後を絶ちません。

そこで愛知県視覚障害者協議会のみなさんとＮＰＯ愛知健康センターが力を合わせてＪＲ東海・名鉄・地下鉄などに対してホームに可動式の柵を要求する駅頭での宣伝行動を行っています。

安全に鉄道が利用できるようにと、毎月金山総合駅で訴えてきました。10 月には北口でハンドマイクを使って宣伝。11 月にはマイクと共に「ホームに可動式の柵の設置を！」呼びかける横断幕（２メートル）で通行人にアピール。12 月は南口も加えて国鉄労働組合の宣伝カーも出動。鉄道各社に「柵」の設置を求める点字の要請ハガキのご協力訴えました。

市民から予想以上の共感が得られ、用意した

金山駅でホームに可動柵設置を訴える視覚障害者協議会と健康センターのメンバー

150 セットの要請ハガキは一時間ですべて手渡しできました。また、13,800 円の温かいカンパが集まりました。点字の要請ハガキ（５枚セット）に署名して投函する運動をよびかけます。

点字ハガキは大型ですが、郵便法で無料です。しかし、印刷代は５枚一組で 150 円掛かりました。よろしければカンパをお願いいたします。１ 枚ごとに下段にあなたの住所とお名前を書き込んで投函してください。

※　要請ハガキは健康センターでも取り扱っています。

愛知県視覚障害者協議会・ＮＰＯ法人愛知健康センター

職場の
労働安全衛生

二葉タクシー未払残業代請求裁判

ANU 執行委員　　竹久　憲一郎

はじめに

タクシー会社といえば安全・快適・便利な輸送機関としての公共的使命をもっているはずです。しかし、会社の実態はつぎのようなものです。

二葉タクシー無線室の状況

無線室は２４時間稼働させねばなりません。そのため交替勤務となり、人数によりどうしても長時間勤務を要求されます。もちろん深夜勤務をせねばなりません。

平成２２年二葉タクシー・ユタカタクシー・みなとタクシーが無線業務を共同で運用することとなりました。無線業務は月 7000 回から１万 4000 回と倍増してしまいました。

二葉タクシー残業代未払裁判

無線室の組合員についてはANUユニオンが団体交渉で、勤務シフト４週に一回休日を追加することと、未払時間外手当の支払を勝ち取りました。しかし、弁護士が介入し賃金体系を変更しました。その内容は、職務手当と宿直手当を廃止し、基準内賃金を減額した上で、それに対する残業、深夜手当などを計算して、職務手当に足りない分だけを「その他手当」とするというものです。会社説明は「給与改定で給与が少なくなるおそれがあるため、給与を補填し少なくならないようにするため。」とのことでしたが、「その他手当」は、実際には「総支給額」を同じにする調節手当で、結局、どれだけ残業しても同じ金額しか支払われないという不利益変更がおこなわれました。そのため再び残業代の請求のため裁判をおこしました。さらに無線室２名の組合員も同様の残業代不払いの訴訟をおこしました。２つの訴訟は一つにまとめて審理されることとなりました。

裁判陳述で明らかになった人権問題

〈障害者〉

後から提訴した２名の組合員は障害をもっています。特に室長の組合員は大動脈狭窄症で平成 23 年夏に人工弁置換手術をうけ身体障害 1 級となっています。

もう一人は副室長で、内臓手術をうけ身体障害 4 級です。

昨年 12 月、無線室でお客様対応についてトラブルとなった際、労務管理をする M 課長が室長に頭突きをし「死に損ない」と発言し副室長に向かって「おまえも同じ穴の狢だ」と暴言をはき室長の顔に唾を吐きかけました。

〈組合員〉

会社はANUユニオンとの取り決めで時間外手当を付けないとしています。組合員以外の人には時間外手当が払われているもようです。

裁判当初、会社側は団体交渉時の賃金体系変更の説明文を改ざんして証拠提出してきました。

おわりに

労働組合の本質的役目は在職者の労働条件改善向上にあります。もちろん労働安全衛生もこのなかにふくまれます。労働条件職場環境の向上が従業員のモチベーションを上げひいては会社発展の源となるはずです。しかし、目先の利益を求めてはしる経営者や、「経営側」法律家と称して労働条件の不利益変更を指南する弁護士、社会保険労務士にはばまれて闘っているというのが現況で、最低限の労働条件や安全衛生すらまもられていないというのが実態です。

二葉タクシー裁判の傍聴支援をお願いします。

（次回公判は平成 26 年 1 月 7 日 13 時 10 分
名古屋地裁にて行われます）

健康で働き続ける社会のためにいのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。
裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。あなたも傍聴に参加してください。また、署名にご協力ください。

鳥居裁判ー最高裁
豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める

毎月、最高裁への要請行動を行い同時に地公災基金本部に「上告を取り消せ」と申し入れています。
要請では倉田さんの裁判で被告弁護士が「補償金は税金から出るのを知っているか」と圧力をかけたことを明らかにしました。

吉田裁判ー名古屋地裁
アイシン労働者腱鞘炎で労災認定裁判、私傷病解雇

次回は２月18日（火）10:00　結審。
損害賠償・地位保全裁判は同日に行われます。

新日鉄住金名古屋人権裁判—名古屋地裁
新日鉄労働者の労災付加給付、処遇改善を求めた裁判

鳴海裁判は3月26日(火)13:10　判決。
手塚裁判は１月16(木)11:00 結審です。
支援する会総会が1月25日(金)13時から開かれます。

高比良裁判ー名古屋地裁
デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償請求裁判

次回は１月21日（火）10:00～
裁判所へ団体署名300余筆提出

原田パワハラ自死事件ー名古屋地裁
社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求

判決は１月15日(火)13:10に変更になりました。

市バス運転士山田事件—名古屋地裁
パワハラで自死、公災申請

12月24日、裁判所は示談書原本の提出命令の申立を採用しました。次回は2月19日(火)16:30です。

パワハラ自死事件—名古屋地裁
寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請

次回は1月22日(火)11:00～　裁判所に向けた署名活動を広げています。

県信用組合鈴木うつ病——名古屋地裁
名古屋地裁は労災認定、岡崎支部は損害賠償請求

岡崎支部は 12 月 16 日(月)結審。
判決は２月１９日（水）13:30 岡崎支部で。
名古屋地裁は１月１４日（火）

元自衛官公災、損害賠償裁判ー名古屋地裁
イラク派遣中の事故、治療放置、公災打ち切り、パワハラで退職。身障４級。国を相手に損害賠償請求

１２月２４日の裁判で被告はやっと半分の反論を出してきました。また池田さんの障害等級は１０級と認定しました。この点での闘いも検討されています。
次回は２月 14 日（金）11:30 から

足場営業過労死損害賠償事件ー岡崎支部
足場材の営業、長時間労働で労災は認められる

現在争点整理、次回裁判は 1 月 24 日(木)13:30

エッセイ　二題

事務局員　宮崎脩一

西三河在宅介護センターで講演

１１月 24 日(日)午前９時すぎから 2 時間弱、刈谷市にある NPO 法人西三河在宅介護センターで 30 名ぐらいの介護士さんを前に「メンタルヘルス」について話をさせてもらいました。この施設は 1995 年に始まり、介護に困った人達が力を合わせて、最初は個人の家をつかって介護の仕事をはじめ、1999 年に NPO を立ち上げ家と土地を提供してくれた篤志家の援助と行政の支援で、今は職員 100 余名の施設に成長したところです。

私も共同保育所づくりや、児童館作りにかかわったこともあるので、職員の皆さんの苦労がよくわかります。介護士さんたちの待遇が低いことが、社会的な問題になっています。

職場の実態も知らずに勝手な話をして、役立ったかどうか自信がありませんが、うつ病の話と厚労省のうつ病対策、うつ病のない未来工業や伊那食品の工場見学の体験を話してきました。理事長の鈴川さんや副理事長の柴田さんの優しい対応や熱心な職員の皆さんに接して暖かい気持ちで帰りました。

介護士の皆さんと記念写真

郵便局員への年賀はがき押しつけとうつ病

娘の婿が郵便局員である。毎年、10 月を過ぎると年賀はがきの予約をとることに家族・親戚を動員してたいへんである。噂には一人 10000 枚がノルマという。知人友人にたのんで予約をとり、１１月になるとはがきの代金を立て替えて購入して、送り届ける。私の立替分だけでも 30 万円をこえている。ノルマを達成できない人は自分で買って、４５円で金券ショップへ売って、５万円の自腹切りをしいられていると言う。本来、このような押しつけは違法ではないかと思う。これも流行のブラック企業の一つかもしれない。

このような職場に勤める娘婿が、うつ病になり病院に通うようになった。職場の上司に会うのが嫌だと言う。うつ病は早期発見・早期治療が大切で、うつ病の原因を取り除くことが必要である。そこで私はうつ病の特集をしていた「労働と医学」の中に、上司の管理責任について書いてある記事をみつけ、郵便局長に管理責任を果たすようにお願いする手紙をかいた。すると、直ぐに局長が我が家を訪れて、名刺を置いていった。少し、婿への対応がかわったかに見えた。4 月になって、突然、婿は転勤になった。今は元気になって働いている。孫にとっても良いお父さんである。元気になってうれしい。局長の配慮かもしれない。しかし、職場から運動がおこっての転勤ではないので、問題が解決したのかどうかはわからない。「ならぬことはならぬ」と大きな声で話せる職場になってもらいたいものである。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
１月６日	事務局会議	10:00～　事務所
７日（火）	新日鉄門前宣伝 二葉タクシー裁判	7:00～ 13:00～　名古屋地裁
8日（水）	地方センター交流集会実行委員会 愛労連旗開き	東京 １８：３０～　労働会館ホール
９日（木）	関岡弁護団会議 理事会	10:00～　共同法律事務所 18:30～　労働会館
10日（金）	山田弁護団会議 関岡事務局会議	14:00～　水野法律事務所 19:00～　岡崎
11日（土）	愛労連春闘学習会	13:00～　笠寺
12日（日）	プラットホームに「可動柵」の宣伝	10:30～　金山駅前
14日（火）	県信鈴木裁判 争議・救援・自由法曹　新春のつどい	１３：００～　名古屋地裁 １８：３０～　労働会館ホール
15日（水）	原田裁判判決 宇田川裁判 岐阜ニチアス山田裁判 新日鉄弁護団会議・新年会	13:10～　名古屋地裁 13:30～　名古屋地裁 13:30～　岐阜地裁 17:00～
16日（木）	手塚裁判	11:00～　名古屋地裁
18日（土）	大迫弁護団会議 労問研理事会	１９:00～　津島民商 14:00～　労働会館
19日（日）	名古屋過労死を考える家族の会総会	11:00～　労働会館
20日（月）	事務局会議	10:00～　事務所
21日（火）	高比良裁判 東海セミナー準備会	１0:00～　名古屋地裁 14:00～　労働会館
22日（水）	全国センター理事会 関岡裁判	東京 11:00～　名古屋地裁
24日（金）	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議 榊原裁判 西三河ネット	14:00～　労働会館 15:30～　岡崎支部 18:30～　安城
25日（土）	新日鉄裁判支援する会総会 ユニオン学校	13:00～　知多 18:30～　全港湾会議室
29日（水）	ユニオン名駅前宣伝	18:00～　名古屋駅
２月１日	過労死を考える家族の会全国会議	東京
４日（火）	院内集会	東京
５日（水）	ヒラ・タラ裁判	16:00～　名古屋地裁
６日（木）	岐阜伊藤裁判	10:00～　岐阜地裁
８～９（日）	地方センター交流集会	岩手
14日（金）	池田裁判	11:30～　名古屋地裁
18日（火）	吉田裁判（労災・損倍）	10:00～　名古屋地裁
19日（水）	県信鈴木裁判判決 山田裁判	13:30～　岡崎 16:30～　名古屋地裁
22日（土）	ユニオン学校	18:30～　全港湾

愛知健康センターを支える15人の事務局員

目　　次

新年のあいさつ	1
過労死防止基本法国会提出	2
労働講座	4
愛知県労働局との懇談	5
「これがテロか」機密保全法	6
東海ブロック版　岐阜県の巻	7
働くもののメンタル疾患その2	8
自治労連労安研修会	10
福島の現在を見て歩く	11
欄干のない橋	12
職場の労安　タクシー業界	13
裁判日程	14
エッセイ　二題	15
当面の日程	16